

人間らしく働くための 2014 かがしま宣言

1990年6月、働く人々のいのちと健康を守る学習と交流の場として九州セミナーは「人間らしく働くために 労災職業病九州セミナー」としてスタートした。2010年の第21回北九州大会から、セミナーの名称を「人間らしく働くための九州セミナー」に発展的に変更し、新名称でのセミナー運動を発展させてきた。

九州セミナーはこの間の25年の活動の中で貴重な教訓を蓄積し、共有化してきた。

私たちは九州セミナーを単に2日間のイベントに終わらせるのではなく、働く人々の健康問題に関して、「学び・調査し・行動する」一貫した活動を粘り強く行ってきた。この一連の活動を「セミナー運動」と名付け、発展させてきた。さらにこうした活動を九州・沖縄の各県各地で着実な活動を行っている地域組織や労働組合・職場組織、患者、さらに医療機関や弁護士、学者・研究者などの専門家との連携の中で行ってきた。また働く人々の健康問題の取り組みを「予防」と「補償」を両輪として発展させてきた。

また私たちは働く人々の健康問題の今日的課題を明確にして議論してきた。これまで「医療現場から見た働く人々の健康」「病気を持った労働者の働く権利・休む権利」「安全と健康」「家族の幸せと労働者の家族的責任」「いのちと健康が大切にされる働き方」「失業者の健康の課題」「若者の働き方と健康」「格差社会における働く人々の健康問題」「職場におけるメンタルヘルス対策」「貧困問題と働く人々の健康」「子供の貧困からみえる大人の働き方」「職場のいじめ・パワハラ」、前回は「非正規労働者の働き方と健康問題」を取り上げた。そして今回の基本コンセプトは「ブラック企業社会における働くひとびとの健康権 まっとうな労働を取り戻そう」とした。

九州セミナーの特徴は、①九州各県各地での持ち回りによる開催②労働者・労働組合を中心として医師・医療従事者、弁護士、研究者、患者・被災者の共同の取り組み③九州各地の労働者の健康問題に関する地域組織の結成と発展を促す④九州全体を網羅するネットワーク化⑤職場における専門家の育成⑥恒常組織としての九州セミナー実行委員会と代表世話人会の強化にある。

そして九州セミナー運動は「**楽しくなけりゃ、九州セミナーじゃない**」を合言葉に発展させてきた。

働く人々の健康を巡る状況は深刻なものとなっている。1990年代から続く新自由主義的・市場経済第一主義による「貧困と格差社会」が一層進行し「健康格差」が拡大している。「世界一企業が活動しやすい国」をめざした、第2次安倍政権は「アベノミクス」と自称する雇用破壊、生活破壊、社会保障制度改悪を多くの国民の反対を押し切って強固に推し進めている。ホワイトカラーエグゼンプションや特区における解雇の自由制度の導入、そして「生涯派遣」を強いるものといわれる「労働者派遣法」改悪など、新自由主義的な労働法制の改悪の動きが強まっている。TPP加盟問題もあり労働者の働く権利を守る運動の強化が重要となっている。

さらに「特定秘密保護法」や海外派兵への道を開く「集団的自衛権」行使を容認した閣議決定を行うなど健康の大前提である「平和」が脅かされている。

こうした中、メンタル不全の労働者は激増した。職場のパワハラ・いじめにより過労死・過労自死に追い込まれていく労働者も増大し続けている。さらに重大災害も増加の一途をたどっている。

「健康に、そして人間らしく働きたい」これは働く人々の権利であり共通の願いである。今こそ人間らしく働くことが出来る職場・社会を創り、基本的人権として、健康で生き働く権利＝「健康権」を確立していく広範な運動が求められている。

25年の取り組みを通じて私たちは人間らしく働く権利の実効ある確立を目指して制度改革を含めた国民的運動を提起し以下の宣言を行う。

働く人々の「健康権」の確立 健康で安全に働く権利がある

私たち働く者には「健康で安全に働く権利」がある。

その前提となるのは、安定した生活ができる雇用が確保されることである。同一労働同一賃金を確立し、働く貧困層・ワーキングプアをなくそう。

私たちは自らの労働を安全に行いその危険要因や回避可能性について「知る権利」がある。

さらに危険な労働から自分から離脱する権利を有する

規制（労働時間、働き方）

働かされ過ぎによる健康障害を予防し、人間らしい働き方を実現するためには、労働時間の規制はなにより重要である。労働基準法が定める8時間労働制の再確立が求められる。さらに労働と次の労働との間隔11時間以上とするなどの実効を担保する規制を行うことが重要である。

際限のない24時間社会化に対する規制も大切である。夜勤・交代勤務を必要不可欠なものに限定し、生理的バイオリズムを崩さない労働に変換する必要がある。どうしても夜勤労働が必要な産業では、労働時間の短縮が行われるべきである。

全ての職場に労働安全衛生体制の確立

50人未満の職場を含む、全ての職場に労働安全衛生活動を確立する必要がある。

労働安全衛生活動は、予防活動を重視して行い、とりわけ有害作業の改善には人間工学を重視する。作業改善が困難な零細企業に対する具体的援助を重視する。改善には国際基準を順守する。

狭義の「労働者」にとどまらず、一人親方、自営業者を含めた全ての働く人々が安心して安全に働く事が出来る職場の確立を求める。

これらの対策を実効あるものにするためにも労働基準監督官など専門職の大幅増員を図る。

労災補償体制の確立、病気休暇制度の確立

業務によるケガや病気になった場合には、完全な補償を行わせる。

主治医の診断を尊重した労災認定を行う。

労災・公務災害認定された職場における業務改善を強化する。

疾病にり患した時の病気休暇制度を法制化し、安心して療養し回復した時の職場復帰する権利を確立する。とりわけメンタルヘルス不全時のリハビリ出勤の制度化をもとめる。

私たちが共通のスローガンとして掲げてきた「人間らしく働く」は、ILO（国際労働機関）が1999年から提唱している「ディーセントワーク・DECENT WORK（人間として価値ある労働）」そのものといえる。まさに私たちがセミナー運動の中で学び・考えてきた、人間らしく働く職場づくりは国際的連帯の課題となっている。

人間らしく働き、暮らせる職場・社会の実現を目指して全力で取り組もう。

2014年11月30日

第25回人間らしく働くための九州セミナーinかごしま